

アルケイアー | 記録・情報・歴史・歴史 |
第二号 二〇〇八年三月 一―二四頁
南山大学史料室

文化活動における著作権

―その概要と権利と利用の調和―

高橋 譲二

Copyright and Cultural Activities: Balancing Right and Use
TAKAHASHI Joji

archeia: documents, information and history
No.2 March, 2008 pp.1-24
Nanzan University Archives

文化活動における著作権

—その概要と権利と利用の調和—

高橋 讓 二

はじめに

はじめまして。ただいまご紹介にあずかりました、弁護士の高橋と申します。

私は、この愛知県で弁護士をやっておりますかたわら、愛知大学法科大学院でも講義を担当させていただいていますし、こちらの南山大学の法科大学院でも二単位授業を持たせていただいております、大変お世話になってる次第です。

さて、お手元にあるレジюмеをもとに、著作権一般に関して、どんな法律なのか、どんな問題点があるのかといったことをごくかいつまんでお話し申し上げたいと思います。

このレジюмеにありますように、「著作権法とは」何なのか、「著作者とは」誰なのかという主体の話、それから「著作物」という客体の話について、どんなものがあるのかといったことを一般的にお話ししたいと思います。

事前にお寄せいただいたご質問等を見ますと、皆様大変詳しいことまでご存じで、専門的な視点・ご質問をご用意されていらっしゃる方もいらっしゃるようですが、私の話は、「釈迦に説法」ということになるかもしれません。ただ、学部学生の皆さんも多いようですので、ご容赦ください。

ですから、先端的、実務的で詳しい内容については松島先生のほうからお話しがあると思います。

一 著作権法の概要

では、お手元のレジユメに沿って話を進めてまいります。

「著作権」という言葉は、皆さんよくお聞きになった方もあるかと思えます。それを保護し、あるいは発展させる目的で国会で作られた法律というのがきちんとあるのです。「著作権法」というのがあります。

それはいわゆる「知的財産権」というカテゴリの中にある法律の一種です。知的財産権に関する法律としては、これも皆さんお聞きになったことがあるかもしれませんけれども、「特許法」でありますとか、それから「商標法」といった法律があります。

商標というのは、例えばベンツとか、トヨタといったマークなどで我々の身の回りにはもろもろあります。それから「不正競争防止法」という法律もあります。その他いろいろありますが、広くいって知的財産権というのは人間の精神的な活動の所産、知的な活動の所産を保護する法律と言えましょう。こうした知的活動の果実に権利性を与えて保護しようという法律を指しています。

そういった知的財産権にかかわる法律のうち、創作法と呼ばれる法律があります。これは講学上の概念ですけれ

ども、創作法に対応するのは標識法と呼びまして、商標法などは、それにあたります。商標としてはマークとかブランドとかがありますが、あれを見ただけでこの会社のサービスなのか商品なのか一発で分かるという効果があります。

最近では、偽装問題が取りざたされているので商標を見ても、品質についてはかえって疑ってかかった方がいいというのものもあるのかもしれませんが。それはともかく、標識法といわれているのに対して、特許とかそれから著作権というのはアイデアや発明がすばらしいということで、創作的 (creative) と言えますが、こうしたクリエーションを保護する法律は創作法と位置づけられているのです。

まず、わが国の著作権法の歴史というのを見てみますと、制定されたのは古いのです。明治以後のお話ですから、もう一〇〇年以上も前の話です。ただ、その後、世の中の進展につれて、あるいは諸外国の法律・制度との調和という観点から、幾多の改正がなされてまいりました。

いちいちそれに言及する時間もございませんが、最近ではどんな代表的な改正があったかといえますと、ひとつにはインターネットの普及に応じて、インターネットの中で他人の著作物をばらまいたりすることができるようになったことに関して、「送信可能化権」という権利を認めたりとか、映画の著作物に限っては公表後七〇年に延長したということもあります。普通の著作権は著作者の死後五〇年です。たとえば作家の三島由紀夫氏は昭和四五年に亡くなりましたから氏の著作物については平成三二年まで著作権が存続することになります。これに対して映画というのは多額の資本と人手を投入する、当たりはずれの大きい著作物ですから、これは例外的に公表後七〇年と期間を延ばして認めてあげましょうということですね。

ひるがえって著作権法は、何のために定めたのだという目的が、法律ですから第一章に書いてあります。たいて

い法律の最初に目的が書いてあるのですね。それを見てみますと、著作権者の権利、それから隣接する権利といった創作的な活動をした著作権者の権利は守られなくてはいけないということが書いてあります。それから、その公正な利用にも留意する、そして保護を図るということが定められています。それに、我が国の社会、国の文化全体の発展に寄与することを目的としている、権利を保護するとともに、我々の社会の文化の発展ということも目的としているということが書いてあります。いろいろな諸利益の保護を考えていくということが、この第一条の目的に書いてあります。

それから、著作権法の大まかな構造をいいますと、後から出てまいりますけれども、「著作物」というものが定められています。小説にしても、絵画にしても、俳句にしても、短歌にしても、彫刻にしても、映画にしてもみなそうです。著作物とは何かについてはその内容については後でお話します。

一 一 著作者とは

「著作物」というのがあり、それを作り上げる人、創作する人が著作者でして、いわば主体の話になります。その「著作者」というのは、その著作物に関して、これも後から出てくるのですが、著作権とか著作者人格権という権利を専有すると、その人だけが独占的に持っているという、大きくいうとそういった構造になっているのです。

仮にそういった著作物を著作者の諒解を得ないで勝手にコピーしたり、ばらまいたりといった違法な行為をしたとすると、制裁（サンクション）が待っているという法律のたてまえになっているわけでございます。

今から申し上げるのは、著作者というのとはどんな人を著作者というのか。それから、著作物としてはどんなもの

があるのか、という点について最近話題となった、果たしてこれは著作物なのだろうかということも、少し例に出しながらお話ししてまいりましょう。

— そのあとで、では著作物に関して、著作者の持っている権利としてはどんなものがあるのか。逆に言うと、我々は著作者以外の人がそういった権利を侵害してはいけないということになって、どんなことに気をつけないといけないのか、こんなことをするとどういう権利を侵害することになるのかといった点から、どんな権利があるかというところをお話しします。

なお、その権利に関しまして、人格権というのがあります。著作権という言葉のなかには、著作権というものと、著作者人格権というものがあってその二つの関係は、いろいろな見方があって微妙なのですが、普通は著作権といっている場合は、人格権とは違って財産権的な側面をいいます。

それとは区別して著作者人格権というのが後で出てまいります、単に「人格権」と呼ばれる権利として区別していることが多いので、我が国の法律もそうですけれども、そういうことを前提として申し上げてまいります。

さて、「第2 著作者とは」というところに入ってまいりたいと思います。

著作者とはだれなのか。言葉を変えていうと、その権利の主体になる人ですが、著作権というものについて、専有する立場に立つ人、それが権利者です。

著作者というのはその著作物を創作する者と、二条一項二号に書いてあるわけです。私のレジユメの一番後ろの参照条文の二条一項二号のところに著作者とは何か、「著作物を創作する者をいう」と法律は決めています。この定義規定にしたがって考えていくわけです。

ですから、どんな人が著作者になるかという、例えば小説というのは著作物ですがこれは言葉で考え、作り上

げられた著作物ですので言語の著作物などといっていますが、小説という言語の著作物というものを作り上げた人ですから、たとえば小説家の村上春樹氏はその自分の作品の著作者ということになるわけです。

それから、詩人もそうです。画家、絵を描いた人、その画家が著作者になります。平山郁夫さんという有名な画家がいらっしゃいますけれども、その方が絵を描くとその方が著作者として権利を持つということになります。同じようなことが、彫刻家にしても、作曲家にしてもいえるわけです。

そうして言うてしまうと、「なんだ。著作物を作り上げた人、創作した人が著作者で簡単な話じゃないか」ということになるのですが、実際には紛争になることもあります。

どんなことがあるかというと、例えば、あの人は小説を書いた、ルポルタージュを書いたといつて著作者だと言っているかもしれないが、あれは実は私がヒントを与えて、テーマを与えて、材料も差し上げて、取材旅行のセッティングもしたのだと。重要な役割を果たしたのだから自分が著作者の一人だということが裁判上問題になったケースもございます。

もちろん、たった一人で小説を書いたり、絵を描いたりといったことが多いわけですが、複数の人が関与したり、お手伝いをしたり、それから援助したりということもあります。かつてはパトロロンみたいな人が、将来有望な画家を囲って、生活の面倒を見て、安心して絵を描かせようなどということがあったわけです。

そういう人たちが何らかの援助を与えた、ヒントやテーマを提供した、材料を与えたという人が著作者になるかというとはそういうことではないのです。

確かに何らかの関与をした、役割を果たしたという意味では、大変重要な位置を占めるかもしれませんが、この著作権法との関係でいって著作者に当たるのかどうかというと、これは単純に言うてしまえばということでは

が、ヒントやテーマを与えすぎない人、補助した人、それから資金を提供した人というのは著作者とはいえないのです。やはりクリエイティブな行為をしたとはいえないので、著作者とは言えないということになります。

それから、今お話したと関連するのですが、共同著作物というものがあります。これは条文を先に見てみましょう。

このレジユメのいちばん最後、参照条文の二条一項一号と同一二号のいちばん最後に書いてあるものですけれども、「共同著作物」という概念になります。これはどういうふううに法律上定義付けてあるかというところ、「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう」とあります。

もちろん、一人一人の行為が著作物を作るのに相応しい行為と見られる必要があるのですけれども、こういう場合には共同著作物ということになって、二人以上の、複数の著作者がいるということになるわけです。

例えば、どんな場合があるのか。そこに、引いておきましたが、藤子不二雄さんはご存じですね。お一人は亡くなられましたが、長い間、少年時代から仲良く一緒に漫画を書いておられた。

例の『オバQ（オバケのQ太郎）』であるとか、最近では『ドラえもん』とかいろいろ楽しい漫画を作っていただいていたお二人ですが。藤子不二雄というのは、お二人の名前を合体した名前でした。ペンネームでしたが。

お二人がずっと一緒に漫画を書いておられて、最近では別々に書いておられた漫画もあるようですけれども、初期のころの一緒に書いておられた漫画、あれは二人が本当に対等の立場で絵を描き、台詞を書き、ストーリーを描かれたわけです。机を並べて仕事をされておられたことで、漫画はもちろん著作物といえるわけですから共同著作物ということの典型でございます。このお二人というのは二人とも共同著作物として著作者に当たるといこと

になるわけです。

これははっきりした例ですけれども、例えばこんなことも裁判になったケースもあります。インタビュー記事のケースでしたが、S M A P というグループがありますね。皆さんご存じかと思います。ある雑誌社がS M A P のメンバーにインタビューしたのですがそのインタビュー記事の著作権はだれかということが、問題になったケースでした。

インタビュー記事が、インタビューする人と、それからインタビューに答える人、どちらが著作権かということは一概には言えないと思うのです。もちろんインタビューというのは、質問があつてそれによつて中身や答えが引きずり出されていくということですから、どちらが主でどちらが従か。どちらの質問に創作性があるのか、答えに創作性があるのかということは個々の事例に応じて違つてくるわけですから、おそらくインタビュー記事だからといってどちらが著作権者というのは決めつけることはできないわけです。

なお先ほどのケースでは、残念ながらS M A P が著作権者だという主張は認められなかったわけでございます。それは事案によつて異なるわけです。

ここで申し上げたいのは、共同著作といつてもその事案によつて、共同して著作したといえるのかどうかというのは微妙なケースがございますので、その著作物の性質、それからそれにかかわつた人たちの役割とか内容に応じて考えなくてはいけない、微妙な問題が事案毎にあるということです。

それから、ごく簡単に触れておきますと、著作権者の推定規定というのがあります。これはどういことが書いてあるかというと、本名、あるいは、それからペンネームなどでよく知られている名前が原作などに載っているときは、あるいは公表する際に載っているときは、そこに載っている名前の人が著作権者のだろうということが推定さ

れるということです。

絵にはよくサインがありますね。ゴッホは自分の絵にはゴッホと書かずに Vincent というサインをしておりました。それから、作家の故三島由紀夫さんは、あの名前はペンネームです。本名は平岡公威というのですけれども、三島由紀夫という、だれでも知っているペンネームで小説を著しているわけです。

それから、共同著作物に関連して、共有になっている場合、一つの著作物について複数以上の人が一緒に権利を持つている場合、どういったことが起きるかというのを少し簡単に言っておきますと、著作権法の六四条とか六五条になかなか難しい規定がございます。

特許法などでも似たような規定がありますが、一言でいいますと、もう一人の共有者の同意がなければ、その著作権は行使できないということになっています。

一例えば、先ほどの藤子不二雄さんの例に照らしてみますと、誰かが勝手にまねをして『オバQ』でも『ドラえもん』でもいいのですけれども、同じような漫画を書いている人がいたと、出版している人がいたとします。だけど、あの人は許してあげようと、お一人が言ってしまうともう一人が怒って裁判したいと思っても、それがすぐにはできないということが出てくるわけでございます。

それはどうしてかという、著作物を共同で作り上げるというのは人間的な関係が非常に密接で、結びつきが強いので、お二人ともそろって権利を行使してくださいというところが根底にあるのかもしれない。

続きまして、「法人著作」とか「職務著作」という言葉が出てきてまいりました。ややこしい概念ですが、例えばこんな場合を考えてみてください。

皆さん、旅行に行かれるときにガイドブックなどをご利用されることが多いと思いますけれども、あれは特に個

人の名前は出ていないです。「昭文社」であるとか、「山と溪谷社」とか、そういった出版社の名前だけが出ているわけでございます。

その著作者はだれなのかということですが、これは一五条というところにいろいろ要件が定めてあって、その要件が満たされると法人著作・職務著作ということになり、著作者は個人ではないのです。「昭文社」とか「〇〇社」、「講談社」であるとか「小学館」であるとか、「山と溪谷社」といった会社・法人が著作権者となるということが定められています。

これはガイドブックなどの場合が典型的なケースだと思っておりますけれども、あのガイドブックというのは一人の小説家が小説を書くのとは違って、出版社の従業員の方がいろいろ走り回って、おいしい店を調べる、写真を撮ってくる、名勝のルポをしてくる。それから旅行者の感想をとりあげるとか、地図を組み込むとか、そういった会社・組織としての全体的な作業としてこういった著作物が作られているわけです。

— そういった点に対して、こういった法人著作・職務著作と呼ばれる、個人・自然人ではなくて、法人・企業に著作権の主体を認めるという規定があるわけでございます。

それから特殊な例として、映画があります。映画もいろいろな人がかかわってきます。制作者・プロデューサー、それから監督、主演者、オリジナル脚本、音楽、美術、衣装、デザインいろいろございます。舞台装置を作り上げたという人がいろいろいます。その中でだれが著作者なのだということについては、やや抽象的な表現ですけれども、こう書いてあります。「全体的形成に創作的に寄与した者」、これだけでは分からないのですが、とにかく著作権法ではそういうふうになっているのです。

ちなみに、映画にもよるのでしょうかけれども、どなたが著作者とされることが多いかというところ、制作者であった

り、例えば簡単なロードムービーなどだったりすると、監督ということが多いだらうと思います。

一番有名な映画の賞で、アカデミー賞というのはいちばん最後に「作品賞」というのが発表されるわけですけども、「作品賞」をこの映画に差し上げますといつて最後に壇上に上がってきてオスカーを受け取るのは、監督でもなければ主演の俳優さんでもなくて、コロンビアとかそういう映画会社のプロデューサーということになっているわけですね。映画によっても違うと思いますが、多くの場合は制作者ということになるのかもしれない。

三 著作物とは

それから、話は変わりました、では今著作物、著作物といってきましたが、どんなものがあるのだろうかということ念のために申し上げておきましょう。

「第3 著作物とは」何かということですが、条文でいきますと、二条一項一号、それから例示としては一〇条に書いてあります。条文を見ますと、「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と、こういうふうになっています。

何となく分かったような気がしますけれども、一つのポイントは、思想とか感情を創作的に表現、創作的ですから、単に「ああ」とか「うう」とか、驚きとかという、簡単な感情・思想を表現しただけでは足りないわけでありまして、創作的に表現しなくてはいけないわけです。しかも文芸とか、学術、美術又は音楽のジャンルに入るものであることが必要です。文芸とか、学術とか、美術とか、音楽というのは、昔から著作権・著作物の保護される範囲で典型的な対象として取り上げられ、認められてきたカテゴリーということですので、著作権法でも挙げられて

いるわけです。

ただ、表現手段の変化、発達、それから我々の社会常識の変化というものもあるかもしれませんけれども、必ずしも文芸とか、学術とか、美術とか、音楽に属さないものであっても、著作権の名にふさわしい同等な価値を持つといえるようなものについては、ここに定義された著作物に直接該当しないものであっても著作物と認められることが十分にありえるわけでございます。

ただ、現在では法律には、そういうふうの規定しているわけでございますして、どんなものがあるかといいますと、例えばそこにあります小説・詩・俳句・短歌・絵画・彫刻・音楽・講演等々が著作物としてあるわけです。

また私が、今しゃべっているこの講演の中身、あまり中身がないように見えても著作物には該当しうるわけです。

ですから、仮に、私や松島先生が話している内容をテープに録られて、これはいい内容ではあるということで大々的にテープ起こして売られたりすると、私どもの著作権を侵害するということになるわけでございます。

著作物というのはどんなものかということ、常識からもイメージなされることはできるかと思うのですけれども、果たしてこれが著作物といえるのかどうか、法律の言葉借りていうと、「著作権法」という法律の保護の対象となつて、場合によっては作者の権利を侵害することになって、場合によっては裁判を起こされてというところにつながるような著作物といえるのかどうかということが、やや問題になっていたケースとして、若干拾い上げておきますとそこに書いてあるようなことがございます。

まず住宅地図。特に地図というのはこの地球表面上のいろいろな事象とか存在、物的な存在・物理的な存在を表したものです。川がある、山がある、海がある、道路がある、飛行場があるといったような物理的な存在を正確

に再現したものであるということですから、その作る人によって川が流れていなかったりとか、海があちらの方向にありとかいうことはありえなくて誰が作成しても同じような内容になる筈なんです。

だから、基本的にはそんなに創作性を發揮する余地というのはないのかもしれませんが、川とか海は別として、いろいろな有名なスポットとか、店舗とか、道路等々の情報をどうやって取捨選択するか。それから、地図のデザインとか色合いをどうするか、見やすくするかといったところに、相当工夫の余地もございますので、著作物の認められる場合ももちろんあるわけでございます。

そういったことが理由となつて著作権法第一〇条の一項六号というところで、地図のような図面なども著作物に当たり得るということを経済は認めているわけですよ。

ただ、住宅地図ということになりますと、本当に道路と、あとは主な建物、それからだれそれさんの家があるといったようなことに情報が非常に限られてきますので、だれが作ろうと似たようなものになってしまうということです、ほかの典型的な著作物、小説とか、詩とか、それから同じ地図でも先ほど言いました地図、それに比べるとその著作物が認める余地は少ないのかもしれないですね。

時間の関係がありますので、ごく簡単にします。あとは商品カタログとか、変わったところでは選挙がありますと、政治評論家の方が、あそここの地域ではだれが危ないとか、だれが有力だといったような予想とともに、○×△を付けたりする選挙の当落予想表などというのを作ったりしますけれども、こういったものに著作物性が有りや無しやということが問題になったケースもあります。

それらの裁判例について言いますと、商品カタログというのは何か思想とか感情が入り込む余地というのが少なく、基本的にどんな商品があつて、どんな性能や機能を有しているか、値段はいくらかといったような情報を機

械的に載せているにすぎないので、著作物としては認められないといった例もございました。

一方で、選挙の当落予想ですが、○×△という記号だけに意味があるのではなくて、政治動向をふまえながら、だれがどういう理由で、どのような国民の支持を受けて、どの地域ではどういった特殊性があつて、有力であるとか、なかなか難しい戦いであるとかといったことを、政治情勢全体とを絡み合わせて分析が行われているわけで、その判断と当落予想表を含めて著作物性があるといったことを認めた裁判例もございました。

もちろん、何が著作物になるのかというのは、その事案ことに検討しなければいけないので、難しい問題が常にあるわけです。

四 著作権にはどのような権利があるか

続きまして、「第4 著作権にはどんな権利があるか」という話をしてまいります。

先ほど言いましたように、著作物というのがありますと、それを創作した人が著作者であるということになっていきます。そして著作者はその著作物に関しどんな権利を持つかということ、著作者人格権と著作権、ここでは著作権財産権のことですがこれらを持つということです。

その著作権というのを専有する。言葉を変えていうと、誰にも使わせないと行って、それを勝手に第三者が使ったりすると、著作者の権利を侵したことになるってしまうという立場、権利が与えられている、ということなのです。

では、どんな権利があるかということ、よく問題になる権利に絞ってお話ししてまいります。

トップバッターというわけではないのですが、いちばんよく問題になるのは二一条に定められているのですが、

「複製権」というものです。これは一言で言うと「コピーする」ということです。言葉を換えていうと、ほかの人は勝手にコピーしてはいけませんよということになりますね。

例えば、村上春樹氏の小説を真似して、完全に一致しなくても大体同じような小説を本にしてばらまくと、たとえば『ノルウェイの森』という小説と同じような小説を出版したりするとそれは村上春樹さんの複製権を侵害したということになるわけです。

それから、よくあるものとして「上映権」というのがあります。最近、議論となることが多くなってきた権利ですが、例えば、著作物をスクリーンやディスプレイに映し出すことなどを意味します。

上映といいますと、昔は映画の上映がすぐにイメージされて、大きな映写幕に投影する、映画館で見られるような、ああいう上映行為をいっていたのですが、最近は映像を再現する手段というのが増えてきまして、パワーポイントであるとか、それから大きな液晶装置でのディスプレイ、そういうものがありましてこれらの機器を使用して著作物を映し出す行為も上映権の侵害となります。

そこに、本でも詩でも短歌でも写真の著作物でもいいのですけれども、他人の著作物を「映し出すこと」、それを上映というのです。それについても上映権という権利があるのです。ですからそれを勝手に映し出したりすると、上映権の侵害ということにつながっていくわけでございます。

それから「公衆送信権」という言葉があります。なかなか難しい概念ですが、昔は広く不特定多数の人に著作物を送る、ばらまくということの手段としては、放送ということが典型的な手段としてあったのです。テレビやラジオで放送するのが典型ですね。昔は放送権などという言葉が使われていたのですけれども、最近インターネット送信と言われるような、インターネットを使った送信、あるいはだれでも見られる状態にすることといった、全く

新しい通信手段、不特定多数の人に送る手段というのが出てきたわけです。それを含めて公衆送信権という形で、二三条で規定しているわけでございます。

それから「口述権」。これは言語の著作物に限つての権利ですけれども、詩でありますとか、それから論文、それから小説といったものを口述する、口で述べて再現するといった権利です。講演内容をこうやって私の口でしゃべっているのも口述権の行使ということになるのです。不特定多数の人に公に口述する権利というのが口述権と呼ばれているものです。

それから「展示権」というのがあります。

これはどういうものかといいますと、美術品とか未発行の写真に限定されているのですけれども、原作品を展示する、そういった権利です。これは著作物としての写真を撮った人であるとか、絵を描いた人の権利です。ただ、絵を買った人、お金を出してその原作品（絵）を買った人は展示することができませんよということが、別のところに規定されています。

それから「頒布権」というのがあります。

これはどういうことかというところ、一言で言うと映画著作物（映画のフィルム）ですが、映画のフィルムの「配給権」のことです。「配給権」といっても、分かりにくく、ピンとこないかもしれませんけれども。映画のフィルムというのは、独特の性格があります。国内外の映画会社によって制作された映画を各地で上映しますね。ただ、全国一斉、津々浦々の映画館で上映するかというと、そういうわけではないのですね。全国一斉ロードショーとかいってもどこでやるかというところ、東京の日比谷の真ん中とそれから大阪と名古屋と、あと札幌くらいで上映するのがせいぜい第一弾です。それがあつた程度期間が過ぎて話題を呼んだということになつてはじめて、二番手三番手の映

画館でも客が来そうだとということになると、多分もうちょっと下がって地方都市でもやる。

それから、まだ勢いがあるということになると、たとえば豊橋とか、それから岐阜の高山辺り、三番手四番手辺りの地方のところで後れて上映するということがある。

どうしてそういうことをするのかというと、どの程度その映画が当たるかというのは不透明なところありますから、最初のロードショーの動員とか、人気の盛り上がりを見て、その後の配給スケジュールとか、どこへ回すか回さないか、どの期間上映するかといったことを決めるわけです。

そういった配給する権利、フィルムの使用をコントロールする権利というのを認めておかないと、いったんフィルムが地方へばらまかれてしまい、元の配給先でコントロールする意思とは反して、フィルムが回っていきますと、効果的・効率的に投資の回収ができないということになるものですから、例外的にこの映画フィルムについては「頒布権」というのが認められていたわけです。特殊な権利だったのでね。

ただ、最近ではその他の著作物についても、分かりにくい規定ですが、「譲渡権」というのが認められて、同じような権利が認められるという改正がなされたという経緯がございます。

それから翻訳とか翻案権ということがあります。どういう権利かというと、もともと何か著作物があると、それをほかの言語に翻訳したりするのが翻訳です。翻案するというのはどういうことかということ、もともとある著作物を利用して、その大筋を生かしながら細かい点で修正をするといったことを翻案というのですけれども、そのほかにも編曲したり脚色したり映画化したりする、こういったことが一言でいうと「改作利用権」などという言葉を使うこともありますけれども、そういった権利も認められているわけです。

翻案の例としては例えば、ミュージカルの『ウエスト・サイド・ストーリー』というのが、もともとは『ロミオ

と「ジュリエット」を題材にしていると言われています。

問題になったケースとしては、故黒澤明監督の『七人の侍』という非常に有名な優れた映画がありましたけれども、あれをまねしてアメリカの西部劇に舞台を移し替えて似たようなストーリーの映画を作ったのが『荒野の七人』という西部劇にありました。

『荒野の七人』も割と面白い映画ではありましたが、後に大成する俳優も多く出たといつて話題作であったのですが、あれでも、あの作品も黒澤明さんの原作（オリジナル）の有名な『七人の侍』を翻案したということがいえるかもしれません。

そういった元の著作物を使用して細かな点で趣向を変えると、外国に舞台を移すとか、ほかの言語に翻訳するといったことが翻案・翻訳と呼ばれているものでして、これについても著作者の権利というのが及んでいるのです。

五 著作者人格権とは何か

最後に「第5 著作者人格権」、どんなものなのかということについて、骨格のみお話ししておきましょう。

今まで申し上げていた著作権というのは、いわゆる著作財産権と呼ばれます。

今から申し上げます「著作者人格権」というのは、人格に根ざした権利だというふうに言うのです。

例えば、公表するかどうか。どんな形で公表するか、しないかといったことを決める権利、つまり人格に根ざす権利だから人格権として認められる。これが公表権と呼ばれるものです。

問題になった事案としては、三島由紀夫さんが亡くなられる前に親しい方に送った手紙を受け取った人が公表し

たということで、遺族の方がこれ（著作者人格権）にそってクレームを付けたというケースがございました。

それから氏名の表示、先ほど言いましたことにも関連しますけれども、名前を出すかどうかとか、それから実名で出すかペンネームで表示するかといったことですが氏名表示権と言われる物があります。

それからよく問題になるのは「同一性保持権」です。

著作物の完全性を保持したい。いいにせよ悪いにせよ、彫心鏤骨（ちようしんるこつ）といえますか、精魂傾けて作り上げた著作物を他人の手によって勝手に変えられない権利であると、人格に根ざす権利だということになるわけでしょうか。勝手に変更して切り取ったり、改編したりを許さない権利と、これが同一性保持権と呼ばれるものです。

新聞を見ていると、短歌とか俳句の投稿欄というものがありますね。あそこに投稿されてきた短歌とか俳句について、選者の方が場合によっては趣旨を変えない程度に明らかな誤記を見直すとかいったことがあるように聞いております。

そういったことが本当に許されるのかどうか、選者が手を加えることによって優れたものになるかもしれませんけれども、先ほど言いました、いいものになるか悪いものになるかは別にして、せっかく人格を傾けて作り上げた著作物というのは勝手に作り変えられてしまつては困るというのが、この「同一性保持権」ということになるわけです。

というわけで、著作者人格権というのはこの三つ、公表するか否かに関する公表権、それから氏名の表示、それから同一性保持権があります。同一性保持権について言うと、第三者がコピー、複製したりして著作権の侵害行為を行うに伴って、この同一性保持権の侵害ということがよく問題になります。こういったものが著作者人格権とし

てあるわけです。

そのほかに、ここに書いてごさいませんが、また、松島先生の方でお話があると思いますが、こういった著作者に認められている権利といいますが、絶対他人の使用を許さないものではなくて、ごく家庭的なプライベートな範囲でコピーするとか、学校教育で使うのにはどうだといったような、我々第三者が、ある程度自由に使うことができるのだといった規定もごさいます。

しかし、逆にいうと、著作権というのはそういういった制限を我慢しなくてはいけない、制限に服さなくてはならないということもかなり細かく著作権法には規定されているわけでごさいます。

その点、これから松島先生がお話しなされるであろう、特に学校教育機関や図書館での利用についてどんな問題があるか、どこまで利用可能かといった話につながっていくわけでごさいます。

では、簡単でございすけれども、ひとまず私の話はここまでとさせていただきます、ご質問等ありましたら後でまとめてうかがいたいと思います。では私の話はこれまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

公衆送信権（23条）・・・公衆に向けての送信権。放送やインタラクティブ送信

口述権（24条）・・・言語の著作物を公に口述する権利

展示権（25条）・・・美術品や写真（未発行）の原作品の展示権。ただし所有者は展示可能（45条）

頒布権（26条）・・・映画著作物のフィルムの配給権。その他の著作物についても譲渡権（26条の2）が認められた。

翻訳、翻案権（27条）・・・翻訳、編曲、脚色、映画化、翻案（既存の著作物を使用しその大筋を生かしながら細かな点で趣向を変える）といった改作利用

第5、著作者人格権とは

公表権（18条）・・・公表するか否か、その時期や方法。三島由紀夫の手紙が公表されたケース

氏名表示権（19条）・・・名前を出すか否か、実名かペンネームか

同一性保持権（20条）・・・著作物の完全性を保持し、無断で変更、切除その他の改変を許さない権利

参照条文

2条1項1号「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」

同 2号「著作者 著作物を創作する者を言う」

同 12号「共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう」

文化活動における著作権

～その基本と現場における扱い・権利と利用の調和と今後の課題(前半)

平成19年11月26日

弁護士 愛知大学法科大学院教授
高橋譲二

第1, 著作権法とは

知的財産権にかかわる法律のうち創作法の一つ

明治32年の制定後幾多の改正 最近はインターネットの普及に応じた権利(送信可能化権 23条)を認めたり(平成9年改正)、映画の著作物の保護期間を公表後70年に延長するなど(54条 平成15年改正)。

目的・・著作者の権利と隣接する権利の公正な利用に留意し、保護を図り、文化の発展に寄与することを目的とする(1条)。

著作物を創作する者が著作者であり、著作者が著作権・著作者人格権を有する。

第2, 著作者とは

著作物を創作する者(2条1項2号)・・・小説家、詩人、画家、彫刻家、作曲家等

創作にヒントやテーマを与えた者、補助者は著作者ではない。

共同著作物(2条1号12号)・・・藤子不二男(漫画の共同著作) インタビュー記事の著作者は?

著作者の推定規定(14条)

共有著作権の行使(65条)、共有著作物の著作者人格権の行使(64条)

法人著作・職務著作(15条)・・・出版社がガイドブックを出版する場合。法人等の発意に基づき、業務に従事する者が職務上作成する著作物で法人等の名義の下に公表する場合

映画(16条)・・・制作者、監督、主演者・・・というが「全体的形成に創作的に寄与した者」

第3, 著作物にはどのようなものがあるか。

著作物とは(2条1項1号 10条)→例 小説、詩、俳句、短歌、絵画、彫刻、音楽、講演・・・等々

著作物性が問題となったケース→住宅地図、商品カタログ、選挙の当落予想表・・・等

第4, 著作権にはどのような権利があるか。

複製権(21条)・・・有形的に同一性のある物を複製すること

上映権(22条の2)・・・著作物をスクリーンやディスプレイに映し出すことなど